

公正取引委員会競争政策研究センター  
公開セミナー(2011年10月12日)

# 中国独占禁止法施行後の状況 と今後の課題

時建中(中国政法大学教授)

shijianzhong@sohu.com

www.competitionlaw.cn

日本語訳:川島富士雄(名古屋大学)

# 1. 中国独占禁止法の立法過程と現状

- 1.1 中国独占禁止法の立法過程
- 1.2 独占禁止法立法前の関連法律法規
- 1.3 中国独占禁止法の概要
- 1.4 「二層多機構」の法執行体制
- 1.5 中国独占禁止法体系における主要な法律法規

# 1.1 中国独占禁止法の立法過程

- 1987年8月、元国務院法制局が《独占禁止法》起草グループを設立。
- 1988年、《独占及び不正競争禁止暫定条例草案》を提出。
- 1993年9月2日、第八期全国人大常委会第3次会议にて《不正競争禁止法》通過、1993年12月1日より施行。
- 1994年、《独占禁止法》が《第八期全国人大常委会立法計画》に加えられ、元国家経済貿易委員会及び国家工商行政管理局により共同起草。
- 1994年5月、《独占禁止法》起草指導グループと起草作業グループを設置。
- 1997年7月、《独占禁止法》(草案大綱第一稿)成立。
- 1998年11月、《独占禁止法》(草案大綱第二稿)成立。
- 1998年、《独占禁止法》が《第九期全国人大常委会立法計画》に加えられる。
- 2000年6月、起草グループが《独占禁止法》(草案大綱)に対し修正を加え、第一次《独占禁止法》(意見募集稿)が成立。
- 2003年12月、《独占禁止法》が《第十期全国人大常委会立法計画》に加えられ、かつ重要経済立法プロジェクトとされる。

# 1.1 中国独占禁止法の立法過程(続)

- 2004年、国務院が《独占禁止法》を立法計画に加える。
- 2004年2月26日、商務部が単独で国務院に対し《独占禁止法》(送審稿)を提出。
- 2005年2月、《独占禁止法》が全国人大常委会の2005年立法計画に加えられる。
- 2005年、国務院が《独占禁止法》審査修正指導グループ、《独占禁止法》修正作業グループ、《独占禁止法》審査修正専門家グループを設立し、我が国の《独占禁止法》草案に対し審査修正を実施。
- 2006年6月7日、国務院常務会議にて《中華人民共和国独占禁止法(草案)》について討論し、原則通過。国務院常務会議、さらなる修正後、国務院を通じて全国人大常委会による審議のため提示することを決定。
- 2006年6月24日から29日、第十期全国人大常委会第二十二次会议にて独占禁止法草案の第一次審議。
- 2007年6月24日から29日、第十期全国人大常委会第二十八次会议にて独占禁止法草案の第二次審議。
- 2007年8月24日から30日、第十期全国人大常委会第二十九次会议にて独占禁止法草案の第三次審議。
- 2007年8月30日、十届全国人大常委会第二十九次会议にて《中華人民共和国独占禁止法》通過、2008年8月1日より施行。

## 1.2 独占禁止法以前の関連法律法規

- 中華人民共和国不正当競争禁止法【1993-09-02】
- 中華人民共和国価格法【1997-12-29】
- 中華人民共和国入札法【1999-8-30】
- 市場経済活動における地区封鎖実行の禁止に関する国務院規定【2001-4-21】
- 市場経済秩序の整理及び規範に関する国務院決定【2001-4-27】
- 公用企業による競争制限行為の禁止に関する規定【1993-12-24】
- 価格行政処罰手続規定【2001-09-20】
- 価格詐欺行為禁止規定【2001-11-07】
- 商業銀行サービス価格管理暫定弁法【2003-06-26】
- 価格独占行為制止暫定規定【2003-06-18】
- 政府制定価格コスト監督審査弁法【2006-01-17】
- 政府制定価格行為規則【2006-03-17】
- 不正当競争民事案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈【2007-01-12】
- 価格違法行為行政処罰規定【2008-01-13】

# 1.3 中国独占禁止法の概要

- 第一章 総則(第1-12条)
- 第二章 独占協定(第13-16条)
- 第三章 市場支配的地位の濫用(第17-19条)
- 第四章 事業者集中(第20-31条)
- 第五章 行政権力濫用による競争の排除又は制限  
(第32-37条)
- 第六章 独占行為の疑いのある行為の調査  
(第38-45条)
- 第七章 法律責任(第46-54条)
- 第八章 附則(第55-57条)

合計57カ条

# 1.4 「二層多機構」の法執行体制

第九条 国務院は独占禁止委員会を設立する。国務院独占禁止委員会は、独占禁止業務を組織し、調整し及び指導し、次に掲げる職責を履行する責任を負う。

- (1) 関係競争政策を研究し、策定すること
- (2) 市場全体の競争状況の調査及び評価を組織し、評価報告書を公表すること
- (3) 独占禁止指針を制定し、公布すること
- (4) 独占禁止に関する行政法執行業務を調整すること
- (5) 国務院の定めるその他の職責

2 国務院独占禁止委員会の構成及び業務規則については、国務院がこれを規定する。

第十条 国務院が規定する、独占禁止の法執行の職責を担当する機構（以下「国務院独占禁止法執行機構」という。）は、この法律の規定に基づき、独占禁止の法執行に責任を負う。

2 国務院独占禁止法執行機構は、業務上の必要に応じて、省、自治区及び直轄市の人民政府の相応の機関に対し、この法律の規定により独占禁止関連の法執行業務の責任を負うようを行わせることを授權することができる。

# 1.5 中国独占禁止法体系における主要な法律法規

- 1. 法律:《独占禁止法》(2008年8月1日施行)
- 2. 行政法規:
  - 国務院《企業結合届出基準に関する規定》(2008年8月3日施行)
- 3. 国務院部門規章
  - ✓ (1) 国務院独占禁止委員会:《関連市場の画定に関する指針》(2009年5月24日施行)
  - ✓ (2) 商務部
    - ① 商務部、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国証券業監督管理委員会及び中国保険業監督管理委員会が連名で《金融業企業結合届出売上高計算弁法》を制定(2009年8月15日施行)
    - ②《企業結合届出弁法》(2010年1月1日施行)
    - ③《企業結合審査弁法》(2010年1月1日施行)
    - ④《企業結合資産又は業務の分離に関する暫定規定》(2010年7月5日施行)
    - ⑤《外国投資者による域内企業の合併又は買収の安全審査制度の実施規定》(2011年9月1日施行)
    - ⑥《企業結合の競争影響の評価に関する暫定規定》(2011年9月5日施行)

## 1.5 中国独占禁止法体系における主要な法律法規(続)

### ✓ (3) 国家工商行政管理総局

- ①《工商行政管理機関の独占協定及び市場支配的地位の濫用案件の審査処理手続規定》(2009年7月1日施行)
- ②《工商行政管理機関の行政権力濫用による競争排除又は制限行為の制止手続規定》(2009年7月1日施行)
- ③《工商行政管理機関の独占禁止行為の禁止規定》(2011年2月1日施行)
- ④《工商行政管理機関の市場支配的地位の濫用行為の禁止規定》(2011年2月1日施行)
- ⑤《工商行政管理機関の行政権力濫用による競争排除又は制限行為の制止規定》(2011年2月1日施行)

### ✓ (4) 国家発展・改革委員会

- ①《価格独占禁止規定》(2011年2月1日施行)
- ②《価格独占禁止行政法執行手続規定》(2011年2月1日施行)

### ➤ 4. 最高人民法院

《独占民事紛争案件審理における法律適用の若干問題に関する規定》(意見募集段階)

## **2. 中国独占禁止法の実施**

**2.1 商務部による法執行**

**2.2 国家工商行政管理総局による法執行**

**2.3 国家発展・改革委員会による法執行**

**2.4 独占禁止に関する民事及び行政訴訟**

**2.5 独占禁止に関する中国とその他の国家の間の二国間協力**

## 2.1.1 商務部独占禁止局(國務院独占禁止委員會弁公室)

### • 独占禁止局の職責:

- 一 企業結合関連法規の起草、実施規章及び規範性文献の策定
- 二 企業結合行為に対する法に従った独占禁止審査の実施;企業結合独占禁止相談及び届出を受理し、並びに、相応の独占禁止証言聴取、調査、及び審査業務を行う責任を負う。
- 三 独占禁止法執行機関に対し申告された企業結合事項を受理及び調査し、違法行為を調査処理する責任を負う。
- 四 対外貿易における独占行為を法に従い調査し、弊害を除去するために必要な措置を取る責任を負う。
- 五 我が国企業の国外における独占禁止応訴業務を指導する責任を負う。
- 六 多角的及び二国間協定における競争条項の協議及び交渉を先頭に立って組織する。
- 七 多角的及び二国間の競争政策国際交流及び協力を行う責任を負う。
- 八 國務院独占禁止委員會の具体的な業務を担当する。
- 九 商務部指導部の指示したその他の事項を担当する。

### • 独占禁止局の機構設置:

- 6つの処(日本の課相当)を設置: 弁公室、競争政策処、相談処、法律処、経済処、監察法執行処

## 2.1.2 2011年の企業結合届出状況

- 2008年の独占禁止法施行以来、独占禁止案件は年を追う毎に上昇。2011年1～8月で、すでに142件の届出を受け、118件を立件。

## 2.1.3 商務部の独占禁止法執行

- 条件付承認事例

- 1 2008年11月18日:商務部公告[2008]第95号、インベブによるアンハイザー・ブッシュ買収の条件付承認
- 2 2009年4月24日:商務部公告(2009年第28号)、三菱レイヨンによるルーサイト・インターナショナル買収の条件付承認
- 3 2009年9月28日:商務部公告2009年第76号、米国ゼネラル・モータスによる米国デルファイ買収の条件付承認
- 4 2009年9月29日:商務部公告[2009]第77号、ファイザーによるワイス買収の条件付承認
- 5 2009年10月30日:商務部公告[2009年]第82号、パナソニックによる三洋電機買収の条件付承認
- 6 2010年8月13日:商務部公告[2010年]第53号、ノバルティスによるアルカン買収の条件付承認
- 7 2011年6月2日:商務部公告[2011]第33号公告、ウラル開放型株式会社によるシリビニト開放型株式会社の買収の条件付承認

- 結合禁止事例

- 1 2009年3月18日:商務部公告[2009年]第22号、コカコーラによる中国匯源買収の禁止

## 2.1.3 商務部が現在制定中の実施規定

1. 《企業結合に対する制限性条件の付加に関する規定》
2. 《法に従った届出のなされていない企業結合に関する調査処理弁法》
3. 《届出基準に達しないが独占の疑いのある企業結合の調査処理弁法》

## 2.2 国家工商行政管理総局 独占禁止・不正当競争禁止法執行局

### 独占禁止・不正当競争禁止法執行局主要職責及び内設機構

#### 一 主要職責

- 関連の独占禁止、不正当競争禁止の具体的措置、弁法の策定； 関連の独占禁止法執行業務の担当；市場における不正当競争、商業賄賂、密売品の取扱い及びその他の経済違法案件の調査処理、重大案件、重要案件及び典型案件の監督査察及び業務監督
- 総局の指示したその他の事項を担当する。

#### 二 内設機構

- 内設総合処、独占禁止法執行処、独占禁止法律指導処、不正当競争禁止処、案件監督査察協調処

## 2.3 国家発展・改革委員会

### 2.3.1 価格監督検査及び独占禁止局

- 中央機構編成委員会の許可を経て、2011年7月1日、中央機構編成委員会弁公室は、《発展改革委価格監督検査司の名称変更及び編制の調整に関する回答》(中央編弁復字[2011]124号)発布し、国家発展改革委価格監督検査司の名称を価格監督検査及び独占禁止局に変更し、行政編制と司局級幹部職数を増加し、価格監督及び独占禁止業務に特に用いることに同意した(『中国価格監督検査』2011年第7期)

## 2.3.2 国家発展・改革委員会の法執行 — 典型例 —

- 浙江省富陽市製紙業界協会が価格独占行為を組織・実施し、厳格な処罰を受けた。
- 浙江省富陽市製紙業界協会は1999年に設立され、現在、100社以上の会員を擁し、そのうち常務理事単位は30社(会長、副会長単位の12社を含む)、理事単位は24社である。秘書処は協会の常設機構である。調査によると、2010年、当該協会は相次いで5回にわたって20社あまりの常務理事単位の参加する業界会議を組織招集し、富陽市製紙業界の産品価格問題について特に研究し、業界産品価格を調整する意見をとりまとめ、会議議事録を作成し、かつ各参加単位にこれを発布した。具体的な状況は次のとおりである。第1次:3月2日の会議にて、A級白板紙の価格を統一して1トン当たり200元引上げることが打ち出した。第2次:4月6日会議では、4月は富陽市白板紙の現在存在する価格の安定を約束し、5月に市場に明らかに弱含みとなった場合は、協調企業は秩序だてて生産制限を行うこと等を要求した。第3次:4月28日会議では、4月29日から5月15日の期間に、A級白板紙について期間限定の優遇価格を設定すること(優遇幅は1トン当たり100-150元)を決定した。第4次:8月3日会議は、コート紙の元売価格を基礎に1トン当たり200元引上げることが決定した。第5次:8月31日のA級白板紙専門会議は、9月1日から富陽市の生産するA級白板紙を元売価格を基礎に1トン当たり200-300元引上げることが決定した。
- 浙江省富陽市製紙業界協会は当該業界の事業者が価格を変更又は固定する独占協定をとりまとめるよう組織し、価格法及び独占禁止法の関係規定に違反した。価格違法行為行政処罰規定第5条第3項の、業界協会が事業者間の相互の意思の連絡を組織し、市場価格を操縦した場合は、業界協会に対し50万元以上以下の行政制裁金を課することができるとの規定に基づいて、正常な市場競争秩序を保護し、消費者及び他の事業者の合法権利を保護するため、浙江省物価局は法に従い協会に対し最高額である50万元の制裁金を課した。

## 2.3.3 価格独占案件の3つの特徴

- 一 広範な業界に関係し、違法主体が多様である。価格主管部門が調査処理した価格独占案件は多くの業界及び分野に関係している。例えば、ビール、火鍋下地、大豆製品、インスタントラーメン、牛乳等の日曜消費財業界、洗車、クリーニング、理髪、包装、道路、航空運輸、商業銀行等のサービス業、鋼鉄、チタニウム粉末、蔞酸、コークス等の生産製造業である。違法主体の観点からは、国際的に著名な多国籍企業、国家経済と人民の生活に重大な影響のある大規模公有企業もすでに含まれているし、業界組織、協会も含まれる。さらに、規模が比較的小さく、特定区域内でのみ影響のある中小企業、組合企業に、個人経営者まで含まれる。
- 二 事業者協会が先頭に立ち、重点企業が主導する例が多い。我が国はまさに市場経済を一步一步整備する過程にあるため、関係する業界組織と企業は市場競争の法律意識がいまだ相当に希薄である。最も典型的な価格独占協定の形式は次の2類型である。第1類型は、協会、理事会等の業界組織が関係企業を招集し、価格問題について協議し、関係価格を統一的に調整する。第2類型は、比較的大きな市場シェアを占める大企業、重点企業が関係業界会議を主導し、代表して関係商品・サービス価格を調整し、制定する。
- 三 意思の連絡の手段が直接的で、違法行為は典型的である。価格独占協定に対し調査処理が集中する以前、各関係企業と業界組織は価格独占に対し明確な認識を持っておらず、一部の業界組織は価格の調整が「業界サービス」であると考え、ひどい場合は、刊行物や文書の上で関係内容を宣伝し、或いは直接社会に対し公報として発布していた。一部の企業は各メンバーに遵守実施を督促し、書面で価格協定を締結し、或いは関係会議議事録上にサインすることもある。よって、価格主管部門は、しばしば価格独占の最も重要な直接証拠を獲得することができ、関係違法行為の決定も容易である。

## 2.4 独占禁止に関する民事及び行政訴訟

- 独占禁止民事訴訟

1. 《中華人民共和國独占禁止法》
2. 《中華人民共和國民法通則》
3. 《中華人民共和國不法行為責任法》
4. 《中華人民共和國契約法》
5. 《中華人民共和國民事訴訟法》
6. 《独占民事紛争案件審理における法律適用の若干問題に関する規定》(意見募集段階)

- 独占禁止行政訴訟

1. 《中華人民共和國独占禁止法》
2. 《中華人民共和國行政訴訟法》

## 2.5 独占禁止に関する外国との二国間協力

- 2011年7月27日、中米双方が「中米独占禁止及び反トラスト協力了解メモランダム」に署名し、中米両国の法執行機構が以下の7分野で協力をさらに強化することとした。
  - 一 各自の司法管轄区内の競争政策及び法執行面での重要な動向を、相互に速やかに通報する。
  - 二 競争政策及び法律面での活動(研修、研究会、考察、実習等の方式)の推進を通じ、双方の能力建設を強化する。
  - 三 適時に、双方の独占禁止法執行経験の交流を実施する。
  - 四 競争法執行及び政策事項について相互に情報又は提言を要請する。
  - 五 競争法律、法規、規章及び指針の改正についてコメントを提出する。
  - 六 多角的競争法法律及び政策について意見を交換する。
  - 七 企業、他の政府機構及び社会公衆の競争政策及び法律意識の向上の分野での経験について交流する。

## 2.5.2 中国とロシア、モンゴル、英国との 独占禁止二国間協力

- 2009年9月21日、中国国家工商行政管理総局とモンゴル公平競争及び消費者保護局、モンゴルの首都ウランバートルで協力協定に署名。
- 2011年1月10日、中国国家発展・改革委員会と英国公正取引庁は、ロンドンにおいて、独占禁止協力に関する了解メモランダムに署名。
- 2011年9月21日、中国とロシアは「中華人民共和国国家工商行政管理総局とロシア連邦独占禁止局の『中華人民共和国政府とロシア連邦政府の不正当競争及び独占禁止分野における協力交流協定』の実施に関する了解メモランダム(2012-2013年度)」に署名。

## 3. 今後の課題と提言

3.1 法律責任

3.2 知的財産権

3.3 国際協力

3.4 独占禁止法執行機構間の関係

3.5 独占禁止法執行機構と産業監督機構の関係（競争政策と産業政策の関係）

3.6 事業者団体と同構成事業者の関係

3.7 民事訴訟と行政上の法執行の関係

3.8 民事責任とリニエンシー制度及び約束制度との関係

3.9 法執行機構のキャパシティ・ビルディング